

九州大学アジア・オセアニア研究教育機構規則

平成30年度九大規則第65号
制定：平成31年 3月29日
最終改正：令和 4年 3月31日
(令和3年度九大規則第119号)

(趣旨)

第1条 この規則は、九州大学学則（平成16年度九大規則第1号。以下「学則」という。）
第12条の5第2項の規定に基づき、アジア・オセアニア研究教育機構（以下「機構」とい
う。）の内部組織その他必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 機構は、アジア・オセアニア地域で今日生じている社会的課題の解決と将来生起する
ことが予想される課題の発掘及び提示に向けて、諸学問分野の協働と融合による研究教育活
動を推進し、新たな学問領域の構築と人材育成を目的とする。

(機構長)

第3条 機構に、機構長を置き、総長をもって充てる。

(副機構長)

第4条 機構に、副機構長を置き、機構長が指名する理事、副学長、副理事又は教員をもって
充てる。

(統括)

第5条 機構に、副機構長の職務を助けるため、機構研究統括及び機構教育統括を置く。

2 機構研究統括及び機構教育統括は、教授その他の職員のうちから機構長が指名する。

(戦略会議等)

第6条 機構に、管理運営等に関する重要事項を審議するため、戦略会議を置く。

2 機構に、機構の具体的な戦略、企画、運営等について審議するため、企画運営委員会を置
く。

3 戦略会議及び企画運営委員会の組織、審議事項、議事の手続その他必要な事項は、機構長
が別に定める。

(機構への支援)

第7条 機構に対して、当分の間、機構が使用した学内共通利用施設及び全学レンタルスペ
ースに係る費用等を支援する。

2 前項の支援の範囲及び手続については、別に定める。

(事務)

第8条 機構の運営に関する事務は、関係部局の協力を得て、I²CNER・Q-PIT共通事
務支援室において処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、機構の運営等に関し必要な事項は、戦略会議の議を経
て機構長が別に定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年度九大規則第72号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年度九大規則第112号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年度九大規則第54号）

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和3年度九大規則第119号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。